

第94回あるべき税制委員会議事録（文責森信）

平成30年10月2日、成蹊大学の田近栄治先生から「中小企業の事業体選択と必要な税制改革」と題して、以下の内容のプレゼンが行われ議論しました。（資料別添）

- ・資本所得と労働所得の税負担（限界税率）が異なると、負担の低い事業体を選択されたり、所得の付け替えが行われる。
- ・アメリカのS法人（法人だが法人税と pass-through 課税を選択できる）の場合、個人所得税の限界税率が法人税率より高いと（低いと）、法人税（個人所得税）を選択する。
- ・北欧の2元的所得税を選択する国では、労働所得の資本所得への付け替えが問題となっている。
- ・日本では古くから「法人成り」が指摘され、個人事業者が法人形態となり、税負担を軽減していると指摘されてきた。税の観点からは、個人所得税率と比べて低い法人税率、そして給与所得に適用される給与所得控除がその理由とされてきた。
- ・以上が古典的な議論であるとするれば、最近では、個人事業者にとって税だけでなく、社会保険料負担も等しく重要になってきているということである。
- ・アメリカのS法人では、事業者が社会保険料負担を回避するために「賃金ゼロ」を選択するのがベストだとの議論がされている。
- ・イギリスでは、一人法人が増大している。これは法人を選択することで賃金を下げ、社会保険料を軽減することができるからある。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。